

国立歴史民俗博物館機関研究員取扱細則

〔平成17年4月25日〕
〔歴博規第49号〕

最近改正 平成20年10月28日

(趣旨)

第1条 この細則は、人間文化研究機構機関研究員規程（平成18年3月31日規程第107号）第9条の規定に基づき、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）における機関研究員（以下「機関研究員」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 機関研究員の職務は、博物館が重点的に取り組む各種研究及び事業プロジェクトを推進するための研究とする。

(選考)

第3条 機関研究員の選考は、博物館の選考委員会の議を経て、館長が行い、国立歴史民俗博物館運営会議に報告するものとする。

(施設等の利用)

第4条 機関研究員は、第2条の職務遂行のために、博物館内の施設、設備及び文献その他の資料等を利用することができる。

(研究成果報告)

第5条 機関研究員は、その受入期間が終了したときは、別紙様式の研究成果報告書を館長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この細則に定めるもののほか、機関研究員の受入れに関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

平成 年 月 日

国立歴史民俗博物館長 殿

氏 名
(自 署) 印

平成 年度機関研究員研究成果報告書

国立歴史民俗博物館機関研究員取扱細則により、下記のとおり研究成果を報告します。

(フリガナ) 氏 名	年 月 日生 (歳)	男 女
研 究 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
研 究 事 項		
研究内容(具体的にご記入ください)		